

## 【第2回成年後見制度利用促進専門家会議後にいただいた委員の意見】

### ○久保委員

- ・ 障害者の場合、成年後見制度の利用が進まない原因の大きな原因として、専門職による後見人の後見活動（後見事務）の内容が後見費用に見合わない事があります。

本人に1度も会いに来ないどころか、施設に本人の状況を電話で聞く事もしないで、本人の口座から施設の利用料と後見費用を引き出すだけのような専門職後見人がいまだに多く存在し、こうした声が親の中に広まり後見制度を利用したくない気持ちにさせています。

専門職後見人の更なる研修と後見活動（後見事務）の徹底が必要です。そのうえで、後見活動（後見事務）に応じた費用制度にすることが後見制度の利用を進めることになります。

- ・ 国の省庁と専門職との検討や相談の仕組みが殆どとなっています。特に本人の意思決定支援については利用者の視点が欠けている状況で本人に対して適格な意思決定支援に基づく後見活動（後見事務）ができるのか疑問に思います。
- ・ 身上監護の視点から親族後見がふさわしいとの方向が示されました。そこで、真に本人のための成年後見にするために、親族に対する後見活動（後見事務）の研修が必要です。親族後見人の研修の推進を制度として設けて下さい。
- ・ 本人情報シートを提出できることは、本人の情報を出来るだけ多く提供したうえで後見類型が決められることはとても良い事と思います。そこで、障害者団体が本人情報シートを上手く使えるように研修をしたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

### ○櫻田委員

資料11にて各施策にKPIを設定とありますが、制度周知の施策における評価基準はどのようにしていくのか、また評価する時にどのようにしていくのか、疑問に思い意見として述べさせていただきます。これに関しては、評価基準や評価の仕方などを設定することは難しいこともあるかと思いますが、KPIを設定する以上いずれは設定しなくてはならないと思います。

### ○住田委員

- ・ 権利擁護支援のツールである成年後見制度は、利用促進基本計画で示されるように全国どの地域でも利用できる環境が整えられなければならない。全国の自治体のうち84%が10万人以下であり69%は5万人以下の自治体であり、これら小規模な自治体では、相談支援など基本的な業務を行うにも適切な人材を配置するだけの事業規模を確保するのが困難である。そのため全国すべての自治体で中核期間が設置されるためには、複数市町村での広域設置に向けた取組もひとつの手法として重要である。広域設置

を行う場合には、都道府県の調整機能、指導力が重要であることから、都道府県の体制強化が求められる。

- ・ 資料5に示されるように市町村における成年後見制度利用促進計画の策定が進んでいない。自治体向けの手引書が策定される予定であるが、複数自治体による計画策定についてもノウハウの提供が必要である。また、国の次期（2022年度）計画策定を控え、様子見をしている自治体があると思われるため、国の次期計画に向けたスケジュールや進め方を早期に明確にしていきたい。
- ・ 身元保証の問題は、地域では身寄りのない人の権利擁護のための重要な課題となっており、早期に解決すべきであると考え。その点、資料9「身元保証がない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」は、成年後見人等の役割と関わりを整理していただいている。ガイドラインに示されている内容は、医療従事者と後見人等双方の共通理解が必要だと思われるため、医療機関や医療従事者のみならず、法律職、福祉職などの専門職後見人等にも積極的に周知されたい。
- ・ 意思決定支援における関係機関等の役割と連携について、意思決定支援は、被保佐人、被補助人だけでなく、成年被後見人について、より丁寧に検討する必要がある。尾張東部圏域での成年後見制度利用促進計画策定にあたり行った本人向け調査では、成年被後見人についても意向調査を行ったがそのプロセスでより意思決定支援の重要性が確認された。ぜひとも、本人を中心に据えた意思決定支援のあり方について、検討を深めていただきたい。

#### ○手嶋委員

- ・ 野澤委員から、後見人等の選任の在り方について最高裁から通知を発出したのみで足りるかのご指摘があった点に関しては、ご指摘のとおり、それぞれの事案で具体的に誰を後見人等に選任するか等の判断は、当該事案を担当する各裁判官が、本人の利益保護の観点から、後見事務処理における課題の専門性や、候補者の能力や適性、不正防止の必要性等を総合して行うべき事柄であり、裁判官の職権行使の独立の点からして、そもそも最高裁から各家庭裁判所に対して何らかの指示をし、各家庭裁判所において一律にこれに従った判断が行われることになるような性質の事項ではない。ただし、成年後見制度における現状の課題やその解決の方向性について、各家庭裁判所において十分に問題意識を共有し、正確な理解と共通認識を得て判断に当たることができるようにすることは極めて重要であり、そのような意味において最高裁が的確に役割を果たしていかなければならないと考えている。

今回会議において、宇田川幹事から、後見人等の選任の基本的な考え方について報告

をさせて頂いたが、これは、基本計画における本人の利益保護の観点を踏まえて改めて運用を見直す意味で、現状において可能な運用上の工夫について各家庭裁判所の裁判官等担当者が参加する協議会や研究会の場で問題意識を共有・議論してもらうとともに、そうした議論も踏まえながら家庭局と専門職団体との間で運用イメージについて議論し、その成果を各家庭裁判所における今後の運用の参考としてもらうために情報提供したものであり、今後、各家庭裁判所において、地域の特性や当該地域の専門職団体との意見交換等を踏まえて更に検討を行うことを促すものである。中核機関及び地域連携ネットワークが未だ十分に機能していない現状で過渡期的な運用を検討せざるを得ない難しさはあるが、適切なサポートがあれば後見人としての職責を果たすことができる親族後見人候補者があり、その他の事情を総合考慮してその方を選任することが相当であると考えられるような事案については、できる限り当該親族を後見人に選任し、専門職による親族後見人の支援を検討することが望ましいこと等の運用イメージであり、この点については、これまでの過程を通じて各家庭裁判所とも十分に認識を共有できていると考えている。

- 二点目は、上で述べたような方向性の実現や意思決定支援という観点からしても、中核機関及び地域連携ネットワークのマッチング機能や支援機能の早期かつ実質的な充実が、基本計画で目指す運用の実現の前提として極めて重要であるという点である。中核機関及び地域連携ネットワークの機能が不十分な状況下では、親族等の身近な支援者を中心とした後見人選任の在り方や本人の意思決定支援等いずれについても基本計画等で示されているようなあるべき方向性の実現は限定的なものにならざるを得ない。市民後見人の選任についても、中核機関等を通じた適任候補者の推薦が得られることが大きいと認識している。最高裁としては、どのように中核機関の設置や機能充実を促進していくのかについて大きな関心を持っており、そのために効果的な中間レビューの過程の在り方についても十分にご議論をいただきたいと考えている。
- 関連して、都道府県の役割の重要性について改めて指摘したい。

静岡県 の 取 組 み に つ い て 御 紹 介 が あ っ た が、 今 後、 中 核 機 関 の 設 置 や 機 能 充 実 を 進 め る 上 で、 都 道 府 県 が 広 域 的 な 観 点 か ら 適 切 な 調 整 や 支 援 を 行 い、 適 切 な 役 割 を 果 た す こ と が 大 変 重 要 だ と 考 え て い る。 各 地 域 で 関 係 機 関 と 連 携 さ せ て 頂 い て い る 各 家 庭 裁 判 所 か ら 意 見 交 換 の 場 等 を 通 じ て 聞 き 及 ん で い る と ころ で は、 人 員 ・ 予 算 等 の 制 約 か ら 独 自 の 中 核 機 関 を 立 ち 上 げ る こ と が 困 難、 各 域 内 に ネ ッ ト ワ ー ク の 素 地 に な る よ う な 既 存 の 活 動 が 十 分 に な い 等 の 事 情 が あ る 場 合 に は、 広 域 連 携 も 有 力 な 選 択 肢 と な り 得 る と ころ、 都 道 府 県 が 家 裁 の 管 轄 等 も 考 慮 し な が ら 市 区 町 村 を ブ ロ ッ ク に 分 け、 検 討 会 の 実 施 を 呼 び か け る 等、 積 極 的 に イ ニ シ ア テ ィ ブ を と っ て く れ る 場 合 に は、 設 置 に 向 け た 機 運 や 具 体 的 な 動 き に つ な が る が、 そ う し た 調 整 や 支 援 が 得 ら れ な い 場 合 に は、 な か な か 取 組 が 進 ま な い こ と、 都 道 府 県 の 担 当 者 の 中 に は、 中 核 機 関 の 設 置 は 市 町 村 が 主 体 的 に 取 り 組 む べ き も の で あ り、 都 道 府 県 が 積 極 的 に イ ニ シ ア テ ィ ブ を と る べ き も の で は な

い、主導的立場に立つことはできないと認識されている方もおられる向きがあり、こうした点が典型的なあい路となっていることがうかがわれる。中核機関の設置主体が市町村である点で難しさはあるものの、都道府県の後押しは重要と考えられ、中間レビューにおいては、こうしたあい路を念頭においた課題の洗い出しを行い、着実に次のステップに結びつけていく必要があると考える。

#### ○花俣委員

- 資料3のブルー枠の中、二つ目の○に、中核機関による後見人支援機能が不十分な場合は、専門職後見監督人による親族等後見人の支援を検討とありますが、中核機関がないがゆえに、親族後見人に監督人が付き、その費用負担が生じるのはいかなるものかと思われます。
- 三つ目の○、後見人選任後も、後見人の選任形態などを定期的に見直し、状況の変化に応じて柔軟に後見人の交代・追加選任等を行う、これに関しては質問をさせていただきました。その際、交代は可能であること、また定期的な見直し⇒年一回の家裁への報告の際などが想定されていることとのお答えであったかと記憶しております。

報告者は現任の後見人だとすれば、果たしてその報告の機会だけをもってして見直しや交代の判断が可能かどうかを危惧するところです。

さらには、一度選任された後見人でも、状況が変われば「後見人の交代」が可能であることを、利用者に十分周知することも必要と思われます。